

議案第 17 号

日野町畜産振興事業基金条例の廃止について

日野町畜産振興事業基金条例を別紙のとおり廃止する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町畜産振興事業基金条例の廃止についての概要

1 背景及び趣旨

本基金は、肉用牛や乳牛の繁殖、改良などに取り組む畜産農家の無利息貸付資金として、平成23年4月に創設したものである。

畜産農家が年々減少する中、これまでの利用実績は僅か8件であり、とりわけ平成27年6月以降は利用がない状況である。また、畜産農家への聴き取りを行ったところ、今後の利用も見込まれないうえ、JAにおいても同様な貸付制度を有するため、本基金は初期の目的を達成したものであり、廃止するもの。

2 附則規程

この条例は令和3年4月1日から施行する。

3 基金残高について

日野町畜産振興事業基金については、全額、一般会計へ繰り入れる。

日野町畜産振興事業基金条例を廃止する条例

日野町畜産振興事業基金条例（平成23年日野町条例第7号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。